

第4章 その他のトピックス

- 1 世代間の給付と負担の関係
- 2 給付と財源の内訳（バランスシート）
- 3 旧三公社共済組合統合に伴う支援額

1. 世代間の給付と負担の関係を見る上での背景

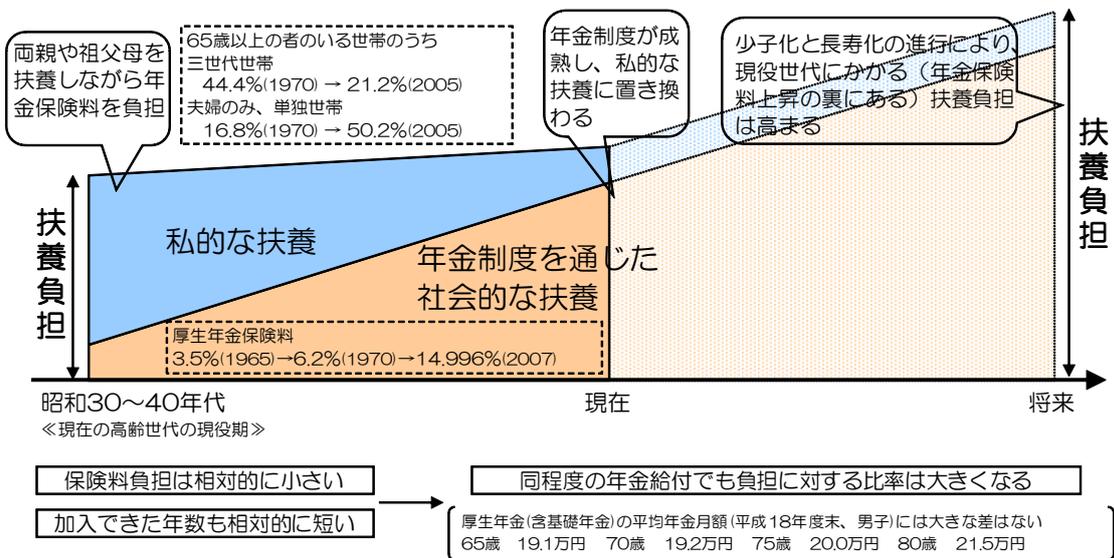
公的年金に対し、若い世代を中心として、「保険料を払った分が戻ってこない
ので払い損」という、いわゆる「損得」に関する意見がある。

公的年金制度は、「世代間扶養」の仕組みの下で実施されている社会保障制度
であり、個人や世代の損得を論じる性格のものではないが、一定の前提をおいて、
各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるのかの比
率（以下「給付負担倍率」という。）を、昭和 15（1940）年生まれ以降の世代に
ついて試算し比較した。

第4-1-1図 私的な扶養から社会的な扶養への移行について

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



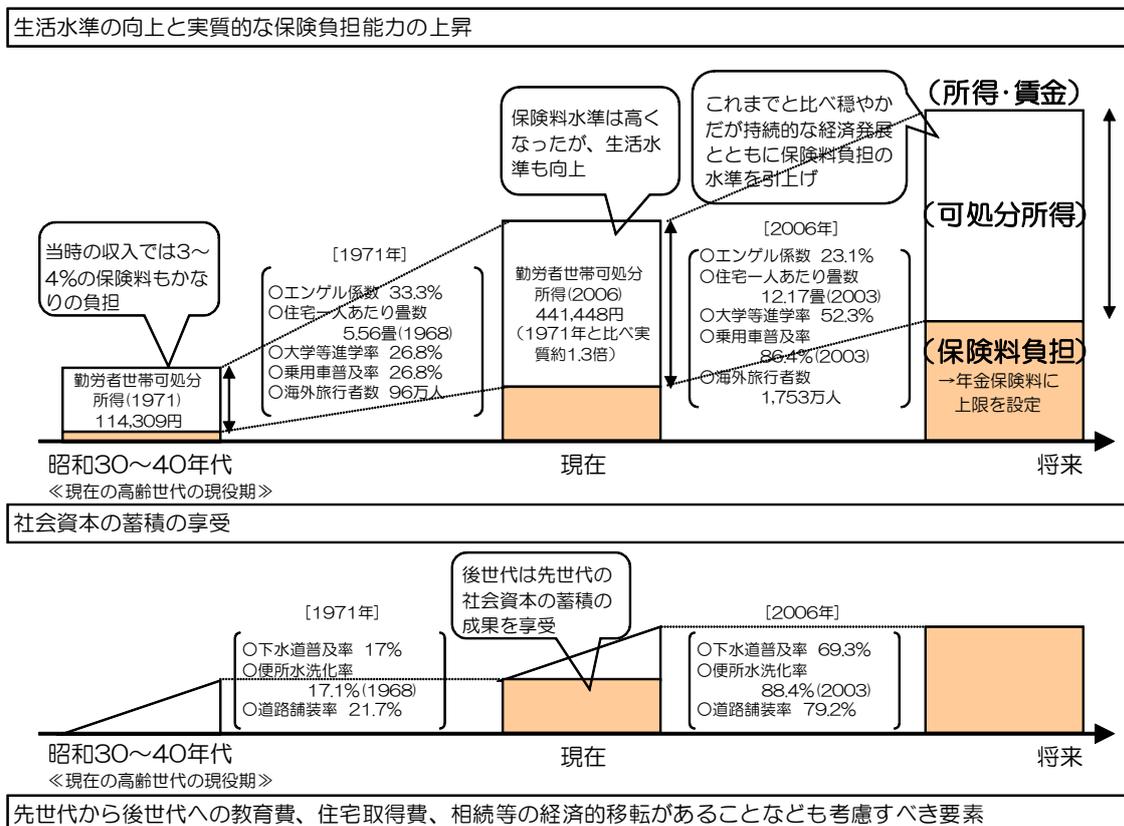
3. において試算結果を示しているが、それを見ると、世代によって給付負担
倍率に差が生じており、現在の受給者世代で高くなり、年齢が若くなるほど倍率
が減少する傾向にある。これは、

- ① 給付については、経済発展の中で物価や賃金の上昇に応じた改正を後代の負担で行ってきたこと、また、長寿化に伴い支給開始年齢の引上げ等の改正を行ってきたこと
 - ② 負担については、戦後の経済混乱の中で負担能力に見合った低い保険料とされていたが、その後、保険料を段階的に引き上げてきたこと
- などの要因によるものである。

世代間の給付と負担の関係を見るにあたっては、

- ① 私的な扶養から、都市化・核家族化によって公的年金制度を通じた社会的な扶養へと移行していること
 - ② 少子化・長寿化の進行により、現役世代にかかる扶養負担が高まっていること
 - ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力が上昇していること
- などの背景についても考慮する必要があり、この試算結果のみで、世代間の公平・不公平を論ずることは適切ではないということに留意が必要である。

第4-1-2図 生活水準の向上・社会資本の蓄積等の状況について



2. 給付負担倍率を計算する上での前提及び計算方法

公的年金制度では、老齢、障害又は死亡を事由とした給付を行うが、給付負担倍率の議論については、主として老齢年金について行われる。

老齢年金の受給者は、多くは20歳頃から40年間程度にわたって保険料拠出を行い、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することとなる。各人からみると、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに平均して60年以上の時間が経過することとなる。

このように大きな時点差のある保険料と年金額を比較する上で、時間の経過をどのように評価に織り込むのかについては、様々な考え方があ

る。世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。そこで、世代別に給付と負担を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算している。

なお、支給開始年齢については、段階的に65歳への引上げが行われるところであり、この期間の影響が大きいことから、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金給付額でも比較している。

また、厚生年金の保険料はその半分を事業主が負担しているが、事業主負担分は公的年金制度による事業主への義務づけではじめて生じるものであること、及び、一般に年金の給付負担倍率の議論は家計の立場から論じられ、個人の家計に影響を与えないものであることから、事業主負担分は保険料負担額に含めていない。

さらに、以下の(1)～(3)のような前提をおいている。

(1) 加入者期間

① 厚生年金

同年齢の夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、妻はその間専業主婦であると仮定する。

なお、夫の賃金については、平成21年財政検証における標準報酬指数を用いて年齢別に標準報酬月額を算出しており、平均標準報酬月額を42.9万円(ボーナス込み、平成21年度水準)とする。妻については、昭和61年度以降は第3号被保険者期間、それ以前は国民年金に任意加入していない期間(給付に反映されない期間)とする。

② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付すると仮定する（保険料、年金額ともに被保険者1人分）。

(2) 受給期間

男女とも、保険料を支払い終わった時点（60歳時点）における平均余命まで生存すると仮定する。なお、平均余命については、過去の完全生命表及び日本の将来推計人口（平成18年12月推計）における将来生命表の60歳時平均余命を用いている。

また、厚生年金の場合、老齢厚生年金の受給者である夫が死亡した後に妻が遺族厚生年金を受給できるが、これについても含めて計算している。

第4-1-3表 試算における受給終了年齢等

	夫	妻	妻の遺族年金の受給期間
1940年生	81歳 5月	86歳 10月	5年 5月
1945年生	82歳 1月	87歳 7月	5年 6月
1950年生	82歳 10月	88歳 4月	5年 6月
1955年生	83歳 5月	88歳 11月	5年 6月
1960年生	83歳 11月	89歳 6月	5年 7月
1965年生	84歳 4月	89歳 11月	5年 7月
1970年生	84歳 9月	90歳 4月	5年 7月
1975年生	85歳 1月	90歳 8月	5年 7月
1980年生	85歳 5月	91歳	5年 7月
1985年生	85歳 8月	91歳 4月	5年 8月
1990年生	85歳 11月	91歳 7月	5年 8月
1995年以後生	86歳 3月	91歳 10月	5年 7月

(3) その他の前提

平成21年財政検証が2105年までの見通しを作成しているため、給付と負担の関係についても、2105年で受給期間が終わる世代（1940年生～2005年生）までについて計算を行った。

また、この他の経済前提等については、平成21年財政検証の基本ケースに準拠している。

3. 計算結果

給付負担倍率の試算結果について示したものが、第4-1-4表及び第4-1-5図であるが、どの世代でも、支払った保険料に対し、厚生年金では2.3倍、国民年金（基礎年金）では1.5倍以上の給付が受けられる結果となっている。

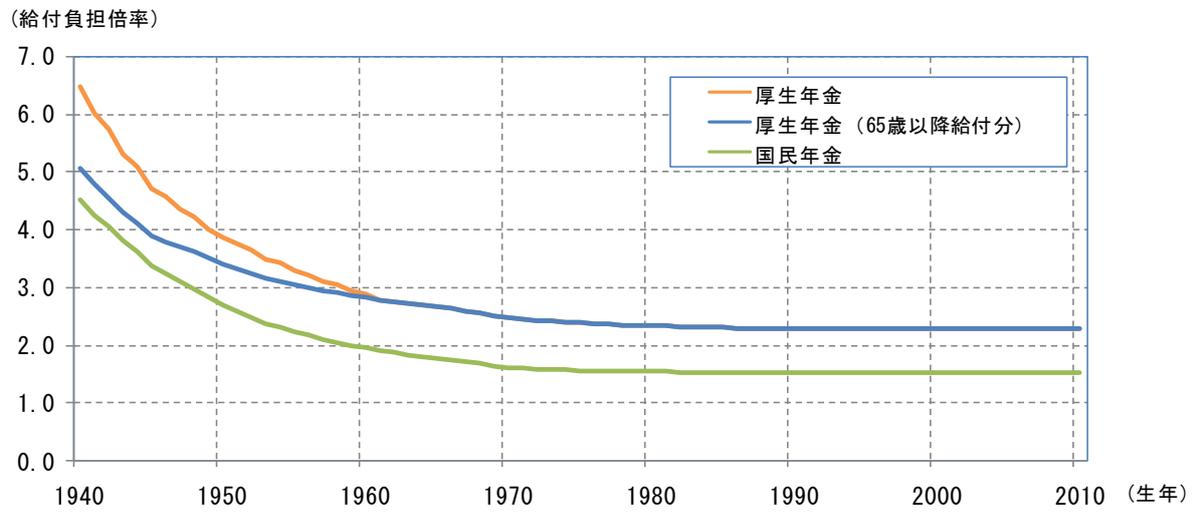
第4-1-4表 世代ごとの給付と負担の関係について

平成22 (2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金（基礎年金を含む）				国民年金			
		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分（再掲）		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①
					年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①			
		万円	万円		万円		万円		
70歳	(1940年生)	900	5,500	6.5	4,300	5.1	300	1,300	4.5
	[2005年度時点で換算]	(900)	(5,600)		(4,400)		(300)	(1,400)	
65歳	(1945年生)	1,000	4,800	4.7	4,000	3.9	400	1,300	3.4
	[2010年度時点で換算]	(1,000)	(4,800)		(4,000)		(400)	(1,300)	
60歳	(1950年生)	1,300	5,200	3.9	4,600	3.4	500	1,400	2.7
	[2015年度時点で換算]	(1,200)	(4,700)		(4,200)		(500)	(1,300)	
55歳	(1955年生)	1,700	5,600	3.3	5,200	3.1	700	1,500	2.2
	[2020年度時点で換算]	(1,500)	(4,900)		(4,500)		(600)	(1,300)	
50歳	(1960年生)	2,200	6,200	2.9	6,100	2.8	900	1,700	1.9
	[2025年度時点で換算]	(1,800)	(5,100)		(5,000)		(700)	(1,400)	
45歳	(1965年生)	2,700	7,100	2.7	7,100	2.7	1,100	1,900	1.8
	[2030年度時点で換算]	(2,100)	(5,600)		(5,600)		(800)	(1,500)	
40歳	(1970年生)	3,200	8,000	2.5	8,000	2.5	1,300	2,100	1.6
	[2035年度時点で換算]	(2,400)	(5,900)		(5,900)		(1,000)	(1,500)	
35歳	(1975年生)	3,800	9,100	2.4	9,100	2.4	1,500	2,400	1.5
	[2040年度時点で換算]	(2,700)	(6,400)		(6,400)		(1,100)	(1,700)	
30歳	(1980年生)	4,500	10,400	2.3	10,400	2.3	1,800	2,700	1.5
	[2045年度時点で換算]	(3,000)	(7,000)		(7,000)		(1,200)	(1,800)	
25歳	(1985年生)	5,200	11,900	2.3	11,900	2.3	2,000	3,100	1.5
	[2050年度時点で換算]	(3,300)	(7,600)		(7,600)		(1,300)	(2,000)	
20歳	(1990年生)	5,900	13,600	2.3	13,600	2.3	2,300	3,500	1.5
	[2055年度時点で換算]	(3,600)	(8,300)		(8,300)		(1,400)	(2,200)	
15歳	(1995年生)	6,800	15,500	2.3	15,500	2.3	2,700	4,000	1.5
	[2060年度時点で換算]	(3,900)	(9,000)		(9,000)		(1,500)	(2,300)	
10歳	(2000年生)	7,700	17,600	2.3	17,600	2.3	3,000	4,600	1.5
	[2065年度時点で換算]	(4,200)	(9,700)		(9,700)		(1,700)	(2,500)	
5歳	(2005年生)	8,700	19,900	2.3	19,900	2.3	3,400	5,200	1.5
	[2070年度時点で換算]	(4,800)	(10,400)		(10,400)		(1,800)	(2,700)	
0歳	(2010年生)	9,800	22,500	2.3	22,500	2.3	3,900	5,800	1.5
	[2075年度時点で換算]	(4,900)	(11,200)		(11,200)		(1,900)	(2,900)	

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。

() 内はさらに物価上昇率で現在価値（平成21年度時点）に割り引いて表示したもの。

第4-1-5図 世代ごとの給付負担倍率の推移



2

給付と財源の内訳（バランスシート）

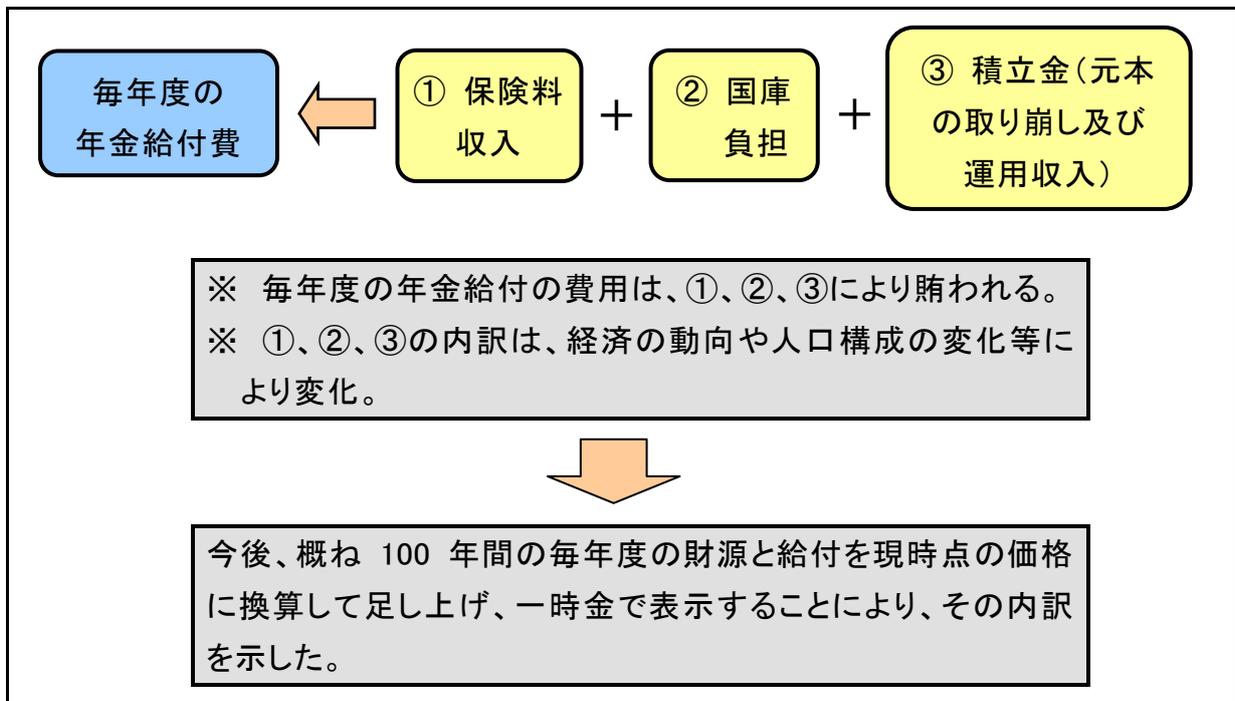
1. 国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳

国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしている。

これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、過去期間分給付に係る給付債務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、参考までに以下の図表において、人口及び経済の前提を基本ケース(出生中位(死亡中位)、経済中位)とした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示している。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賅われていることから、これらを、全て現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表した。

第 4 - 2 - 1 図



第4-2-2表 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し
 -平成21年財政検証、基本ケース-

財 源

年 度	計	財 源		
		保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源
	兆円	兆円	兆円	兆円
平成22(2010)	36.7 (100%)	24.7 (67%)	7.4 (20%)	4.6 (13%)
平成32(2020)	45.7 (100%)	36.2 (79%)	9.4 (21%)	— (—)
平成42(2030)	52.3 (100%)	41.9 (80%)	10.4 (20%)	— (—)
平成67(2055)	90.3 (100%)	57.0 (63%)	17.4 (19%)	15.9 (18%)
平成92(2080)	124.2 (100%)	72.4 (58%)	23.9 (19%)	27.9 (22%)

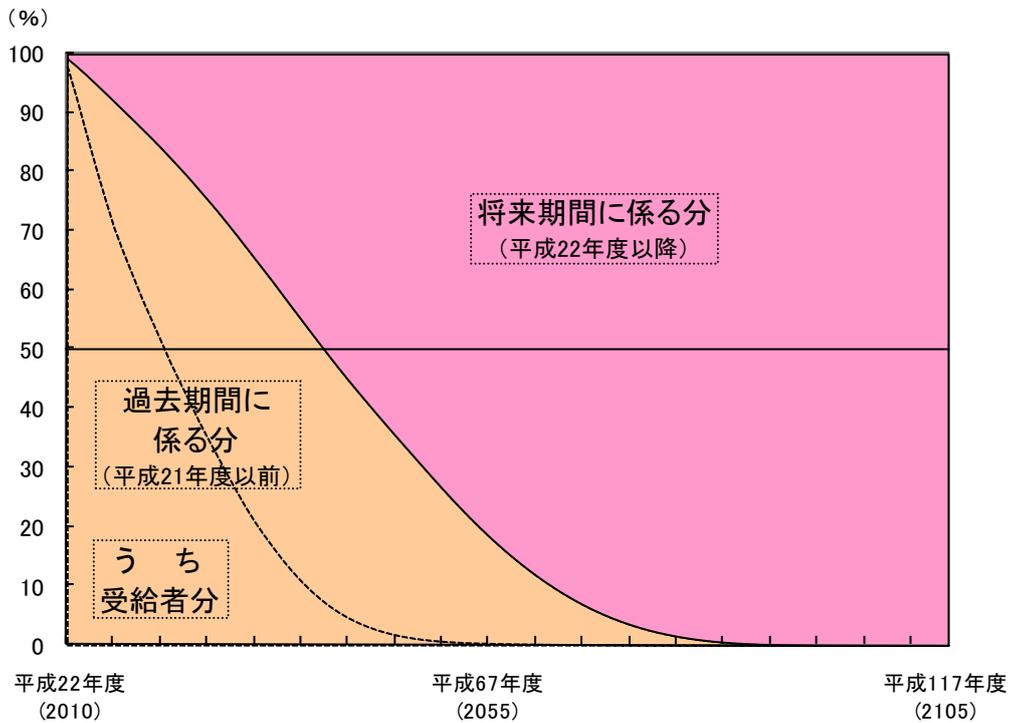
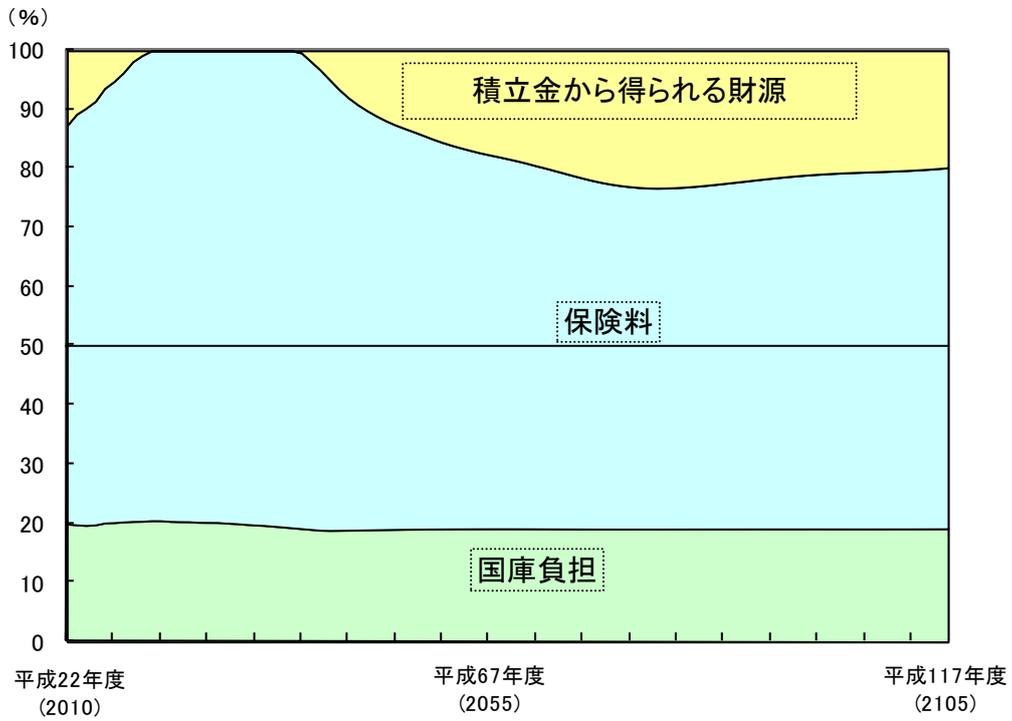
※ ()は構成割合である。

給 付

年 度	計	過去期間 に係る分 (平成21年度以前)		将来期間 に係る分 (平成22年度以降)
			うち受給者分	
	兆円	兆円	兆円	兆円
平成22(2010)	36.7 (100%)	36.5 (99%)	36.0 (98%)	0.3 (1%)
平成32(2020)	45.7 (100%)	38.4 (84%)	23.5 (51%)	7.2 (16%)
平成42(2030)	52.3 (100%)	34.3 (65%)	10.9 (21%)	18.1 (35%)
平成67(2055)	90.3 (100%)	16.7 (18%)	0.3 (0%)	73.7 (82%)
平成92(2080)	124.2 (100%)	0.7 (1%)	0.0 (0%)	123.5 (99%)

※ ()は構成割合である。

第4-2-3図 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し
 -平成21年財政検証、基本ケース-



(将来の金額の現時点への換算方法について)

積立方式の企業年金等で責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算するものであることから、運用利回りを用いて換算することになるため、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

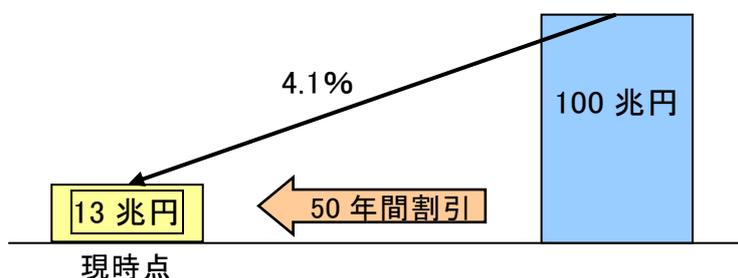
そこで、この2通りの方法で示している。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

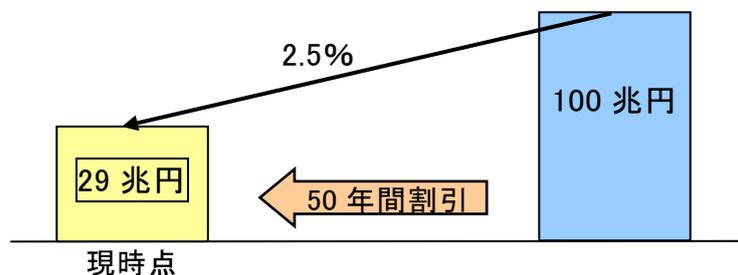
第4-2-4図

割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈4. 1%(長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉

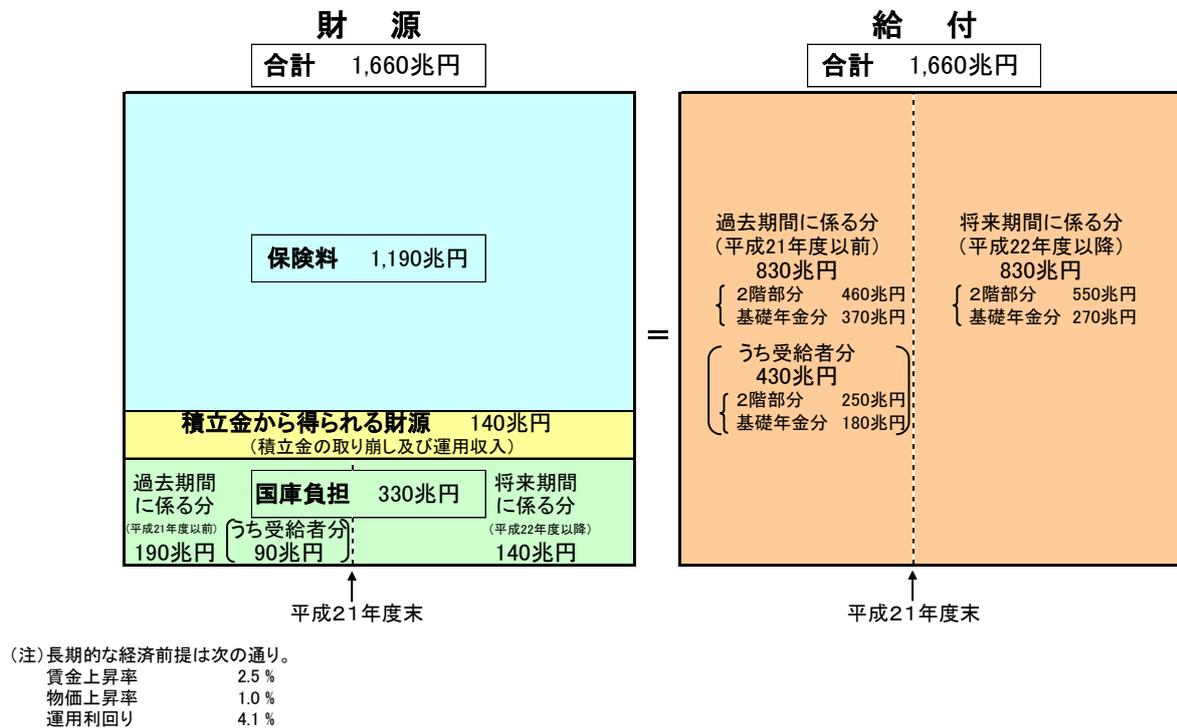


〈2. 5%(長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉

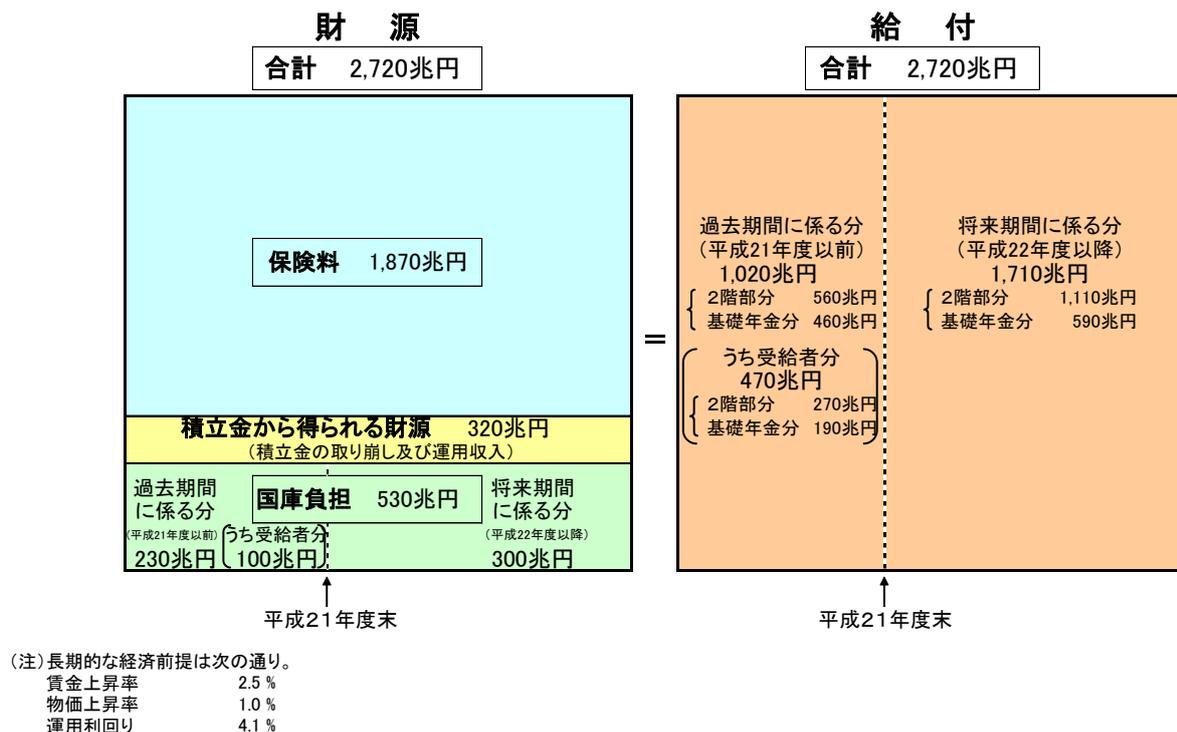


最長 95 年間にわたる割引き金額表示をすることから、割引率により金額に大きな差が生じる。

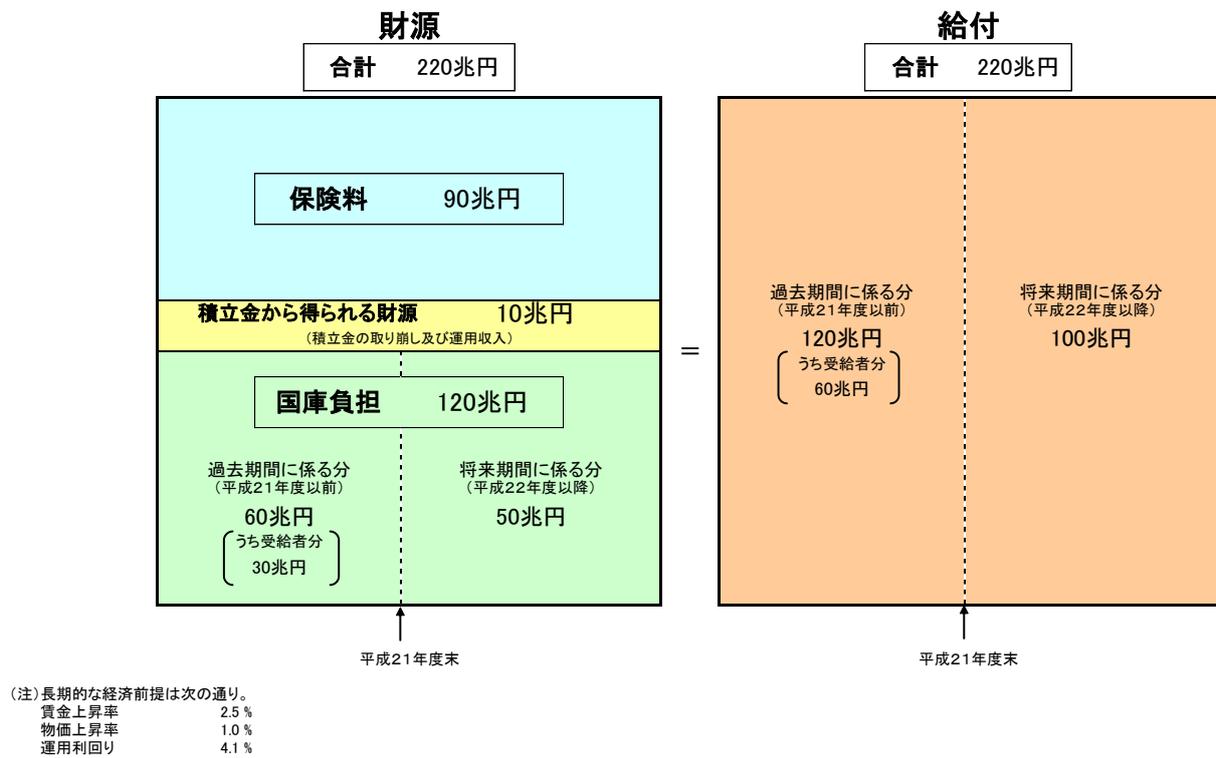
第4-2-5図 厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



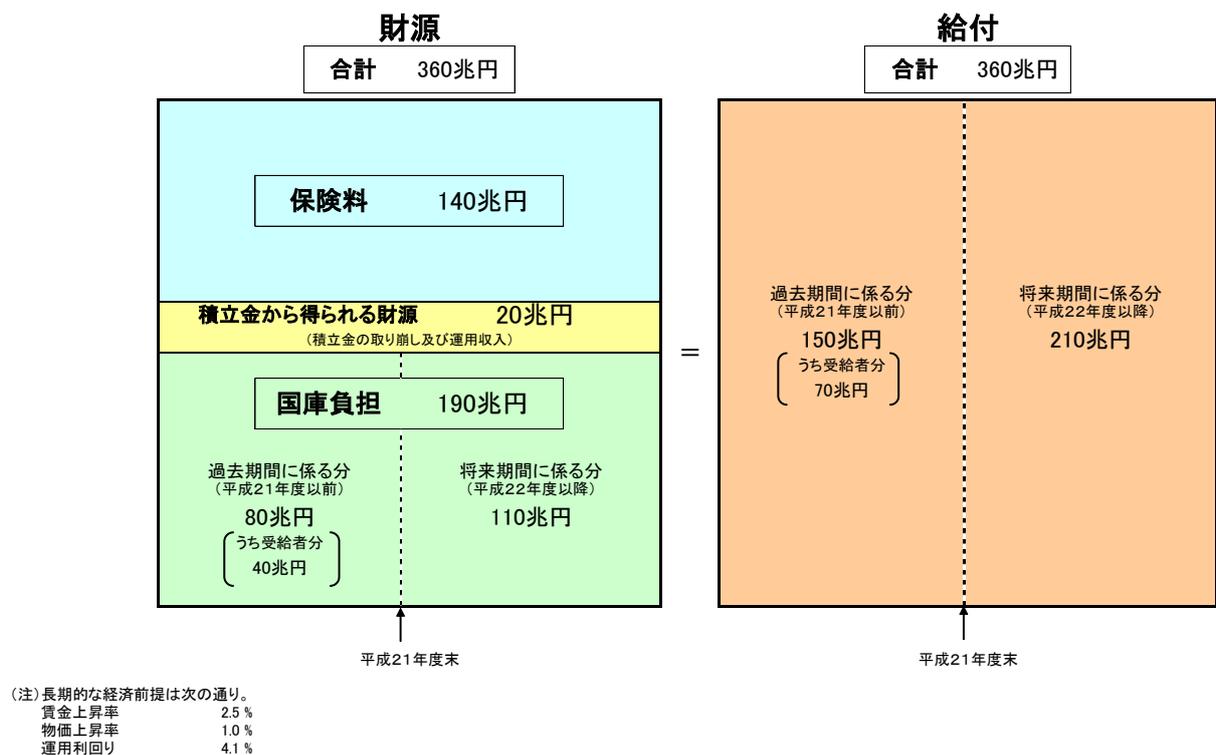
第4-2-6図 厚生年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



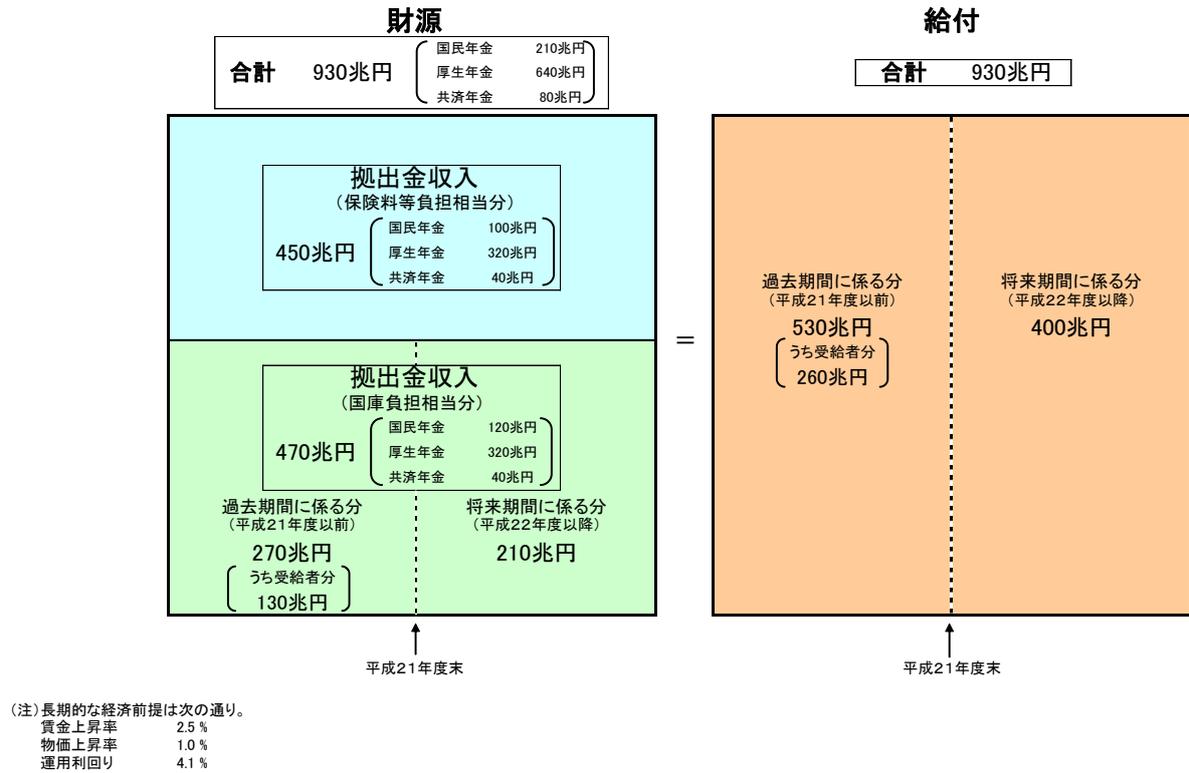
第4-2-7図 国民年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



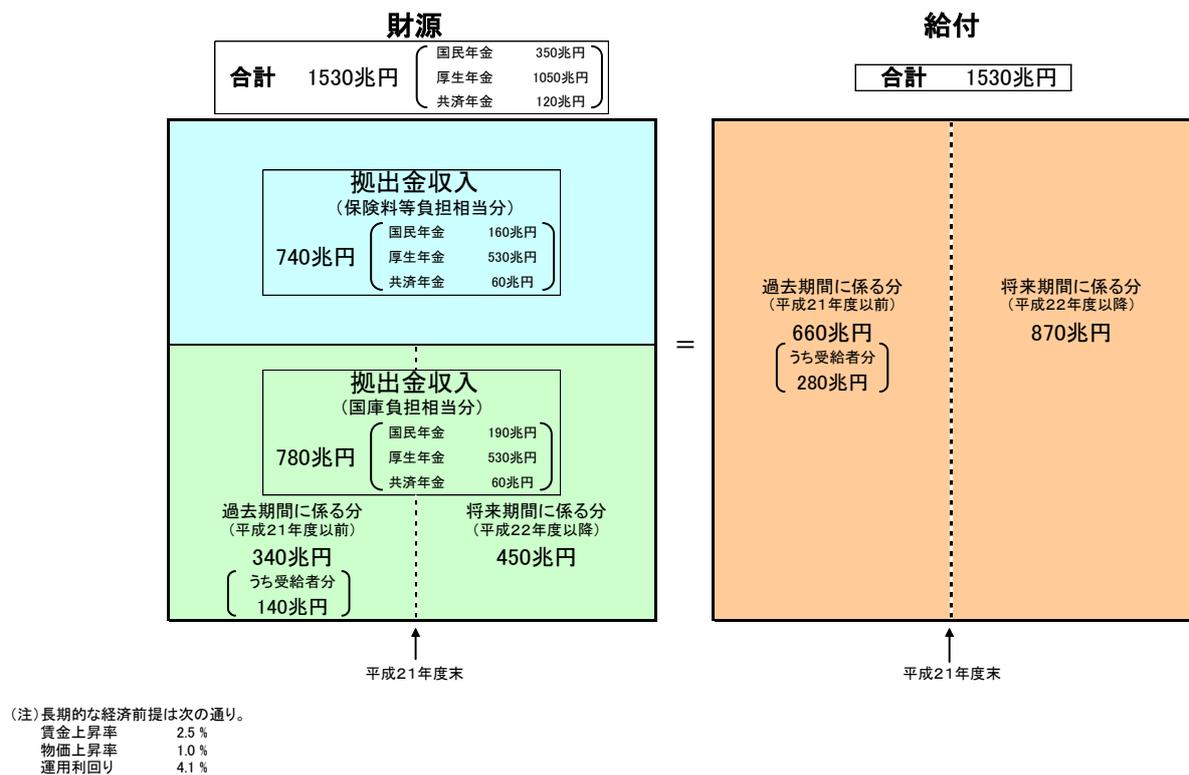
第4-2-8図 国民年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



第4-2-9図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（運用利回りによる換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



第4-2-10図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
 -平成21年財政検証、基本ケース-



2. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

(1) 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

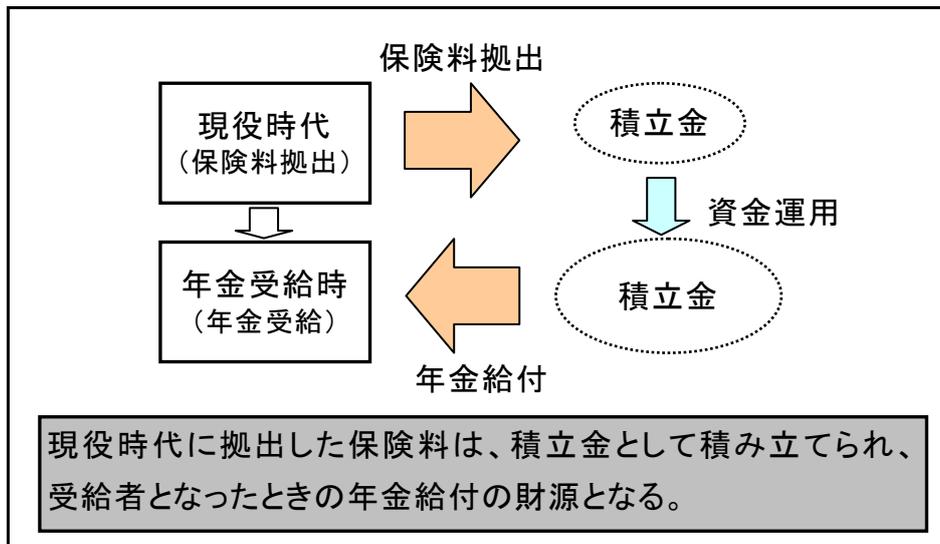
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる。

第4-2-11図 積立方式の仕組み（概念図）



(2) 給付と財源の対応

ここでは、年金制度において今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

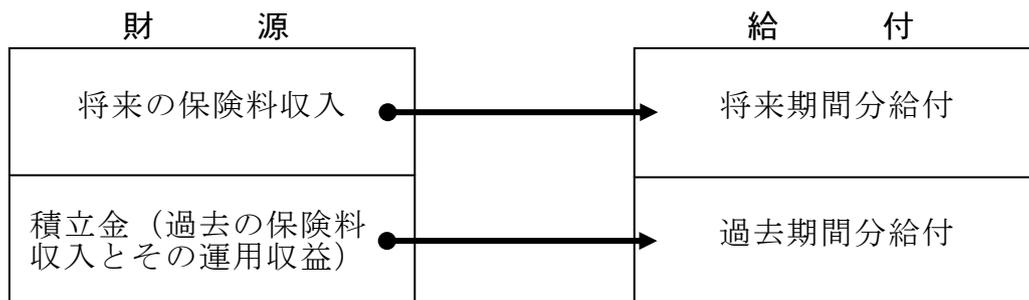
- ① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）
- ② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

このように区分すると、積立方式の年金制度においては、①の過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、②の将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が、過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第4-2-12 図 積立方式の年金制度における給付と財源



なお、現在保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

3. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

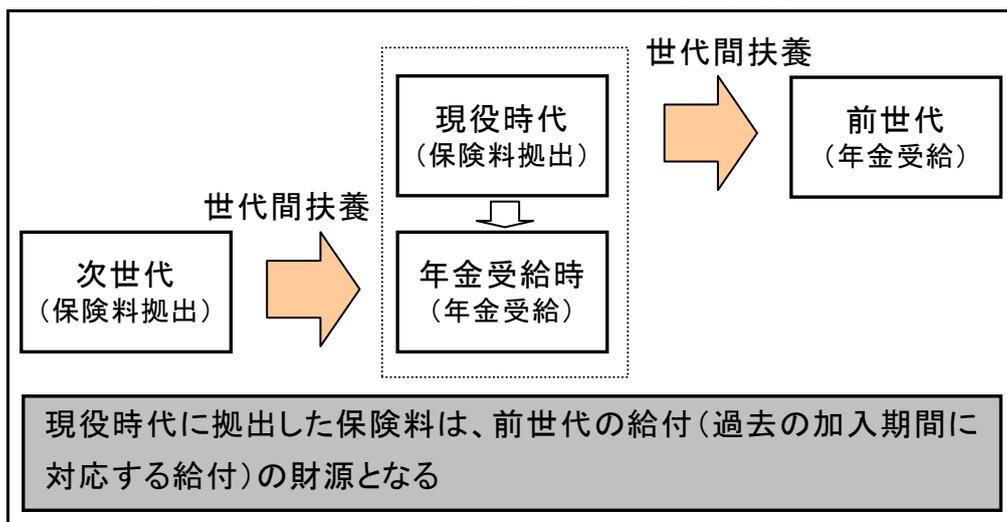
(1) 賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度では、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う。現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものではない。

すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない。

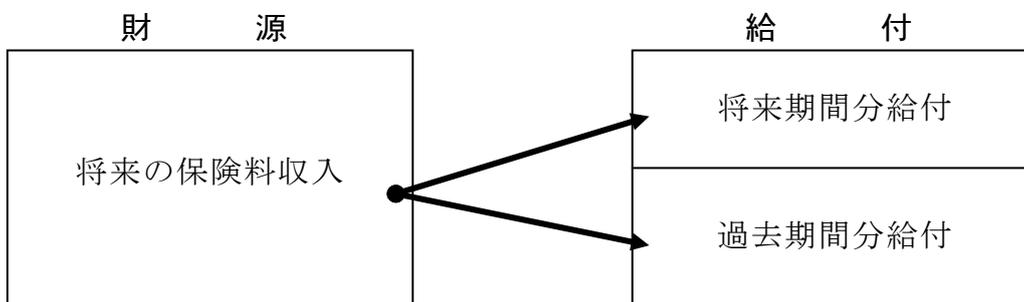
第4-2-13図 賦課方式の仕組み（概念図）



(2) 給付と財源の対応

今後支払われる給付を積立方式の場合と同様に、将来期間分給付と過去期間分給付に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である。

第4-2-14図 賦課方式の年金制度における給付と財源



仮に、この賦課方式の年金制度において、積立方式と同じ基準で積立不足を計算するとどうなるか。この場合、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないので、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては、積立金を保有しないので、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。

積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて最終的な保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていないのであれば、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと、将来の給付に支障をきたすことになる。

一方で、賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

(補論) 厚生年金、国民年金を積立方式に切り替えたとした場合における いわゆる「二重の負担」について

仮に厚生年金、国民年金を民営化すること等により、積立方式で運営するとした場合、将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これが「二重の負担」というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付の現時点の価格への換算には運用利回りをを用いて計算することが妥当である。

今回の財源と給付の内訳（第4-2-5図、第4-2-7図）による試算結果から、二重の負担の額を機械的に計算すると、

- 過去期間に係る給付（厚生年金 830 兆円、国民年金 120 兆円）
- － 過去期間に係る国庫負担（厚生年金 190 兆円、国民年金 60 兆円）
 - － 現在保有する積立金（厚生年金 140 兆円、国民年金 10 兆円）
- = 二重の負担の額（厚生年金 500 兆円、国民年金 50 兆円）

となる。

1. 旧三公社共済組合統合の経緯

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、昭和 50 年代には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度がでてきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和 59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和 61(1986)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、平成 2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成 8(1996)年 3 月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成 9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成 9(1997)年 4 月に厚生年金に統合され、その給付費の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

2. 支援制度の仕組み

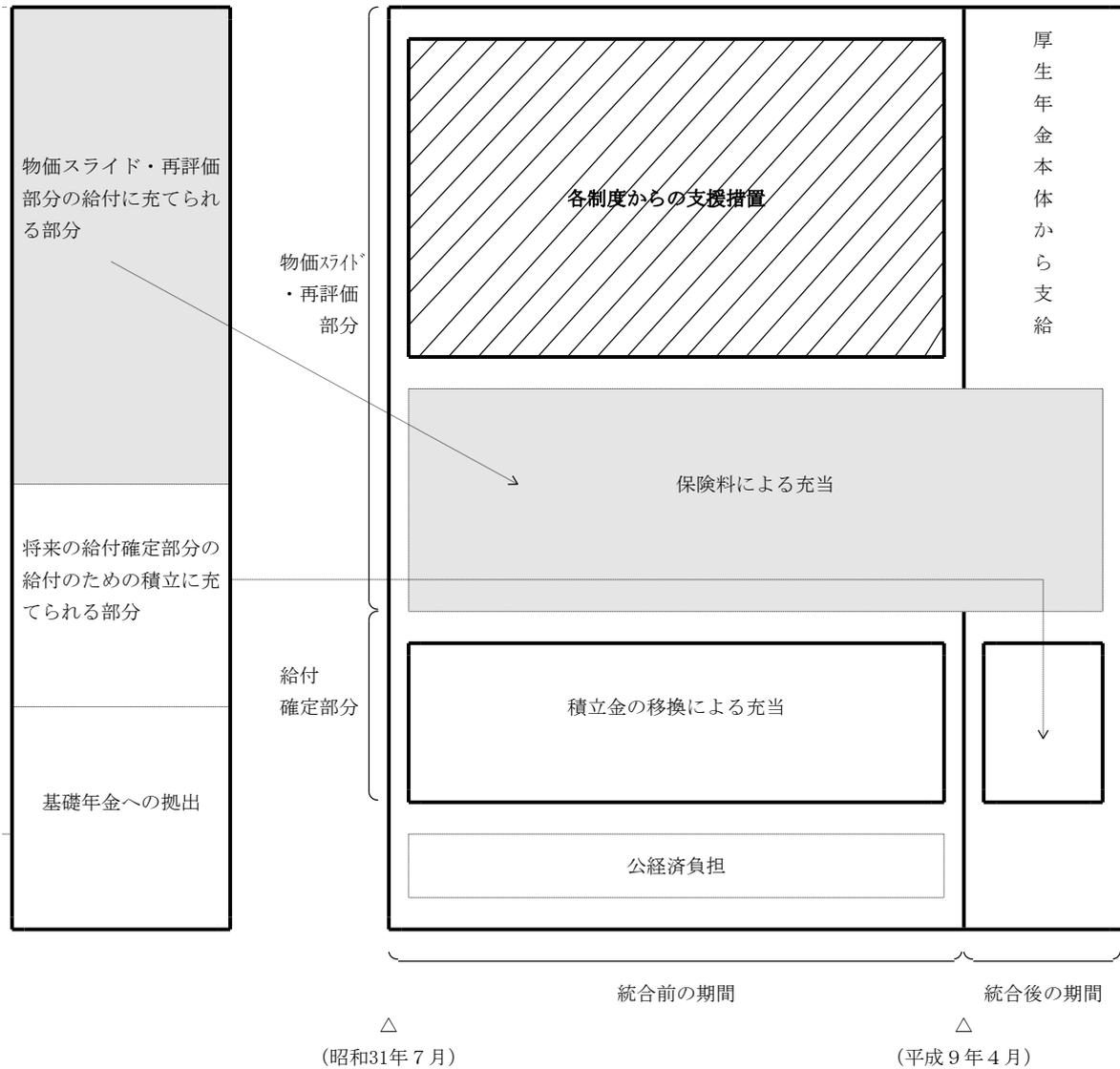
(1) 統合後の財源構造

旧三公社共済組合の厚生年金への統合の対象となった給付は、昭和 31(1956)年 7 月の公共企業体職員等共済組合法の施行日以降の期間に係る厚生年金相当給付（すなわち職域部分を除いた分）とされた。統合後の財源を考えるにあたっては、統合前の期間に係る給付か統合後の期間に係る給付か、物価スライド・賃金再評価を行う前の給付（以下「給付確定部分」という）か物価スライド・再評価に対応する部分（以下「世代間扶養部分」という）かの区分に分けて考えることとされた（第 4-3-1 図）。

第4-3-1図 旧三公社共済組合に係る統合後の財源構造

保 険 料

給 付 費



- (注) 1. 旧日本鉄道共済組合及び旧日本たばこ産業共済組合に係る財源構造である。
 2. 旧日本電信電話共済組合の場合は、積立金の移換及び保険料による充当で給付費が賄えるため、被用者年金全制度による支援措置は必要としない。

統合後期間に係る給付は、厚生年金の被保険者期間に係る給付費であることから、厚生年金全体で財政運営されるが、統合前期間に係る給付（公経済負担分を除く。以下同じ。）については以下のように扱われることとなった。

まず、給付確定部分については、旧三公社共済組合毎に当該部分に係る統合時点での給付現価に相当する積立金を厚生年金に移換することとされた。そして、この移換積立金は、各旧三公社共済組合の統合前期間に係る給付費のうち、統合時以降のスライド・再評価分を除いた額の一定割合として、毎年度の給付費に充当されるものとされた（積立金充当額）。

次に、世代間扶養部分については、旧三公社共済組合の適用法人等であった適用事業所に属する被保険者の保険料収入を充当することを基本とする（保険料充当額）が、不足がある場合には、それを全被用者年金制度で支援することとされた。結果的に、旧日本鉄道共済組合（以下「旧JR共済」という。）及び旧日本たばこ産業共済組合（以下「旧JT共済」という。）が支援されることとなった。

（２）支援額の平準化

要支援額は統合前期間に係る給付から発生するものであることから、統合当初の額は比較的大きいが、将来的には統合前期間を有する受給権者の減少とともに徐々に減少し、いずれ消滅するものである。そのため、ある年度の負担額が所定の水準を超えると見込まれる場合には、負担を平準化し、各共済組合の支援額の負担が過重なものとならないようにすることとされた。

（３）支援額の分担

支援額は、その半分については、分担する各制度の負担能力（報酬）に応じて分担（報酬按分）し、残りの半分については、コストの低い制度がより多く分担（個別負担按分）することとなった（第4-3-2図）。

・報酬按分

支援される制度を除いた各制度の報酬年額に応じた率（標準報酬按分率）によって按分する。

・個別負担按分

個別負担率（支援される制度を除いた各制度における報酬年額に対する厚生年金相当給付費（公経済負担分を除く）の割合と定義される。特に厚生年金（支援される制度を除く。）の個別負担率を基準負担率という。）が基準負担率以下となる制度が次の算式による個別負担按分率により分担する。

ア．厚生年金の個別負担按分率

厚生年金の標準報酬按分率×各共済年金の個別負担率の平均／基準負担率

イ. 各共済年金の個別負担按分率

(1-厚生年金の個別負担按分率)を各共済年金の標準報酬按分率×(基準負担率-個別負担率)の比で按分したもの。

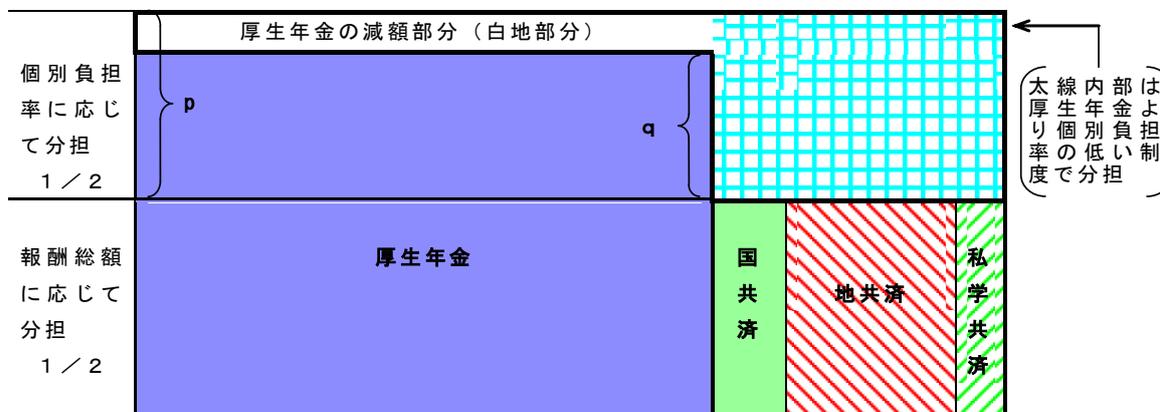
(注) 上記のア及びイにおいて、各共済年金とは、個別負担率が基準負担率を下回る共済年金制度を指している。

第4-3-2図 各制度の分担の仕組み

1. 分担の仕組み

- ① 支援額の半分は、各制度の被保険者の報酬総額に応じて負担
- ② 支援額の残りの半分は、成熟度が低く、負担すべき保険料水準(個別負担率)が低い制度ほどより多く負担

【図1】 要支援額の分担

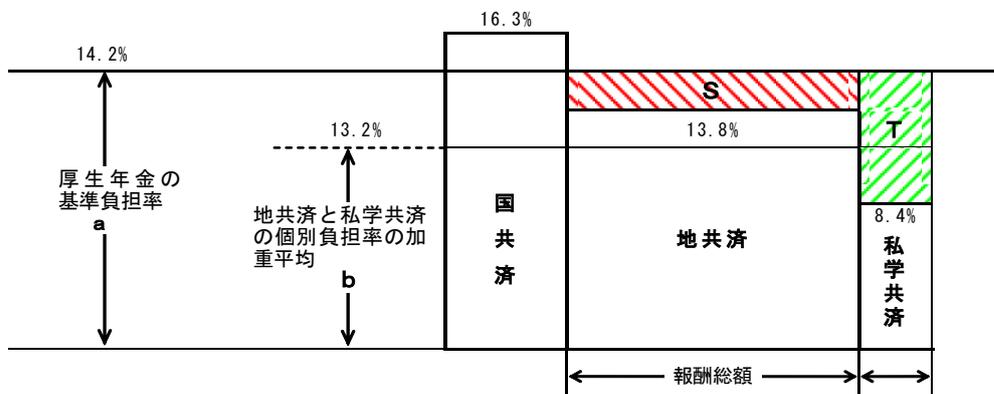


注: pとqの比は、厚生年金の個別負担率と、厚生年金より個別負担率の低い制度における個別負担率の加重平均との比に等しい。(p : q = a : b)

2. 個別負担率に応じた分担

- 個別負担率に応じた分担は、厚生年金より個別負担率が高い制度は負担しない。
- 厚生年金の分担額は、厚生年金より個別負担率の低い制度との個別負担率の乖離の程度により、分担額を減額。(上図の白地部分を減額)
- 残りの部分(上図の太線内部)は、厚生年金より個別負担率の低い制度が厚生年金との個別負担率の乖離の程度に応じて分担。(下図においてはSとTの面積比により按分)

【図2】 各制度の個別(基準)負担率



注: 率は、平成22年度の推計値である。

(4) 支援額の実績と精算

今後、時間が経過するにつれて、旧 J R 共済及び旧 J T 共済に係る毎年度の要支援額や厚生年金及び各共済年金制度の標準報酬按分率及び個別負担按分率の実績が逐次明らかになってくるが、これらは必ずしも当初の見通しと一致するわけではない。このことから、要支援額の精算及び各制度の支援額の分担額の精算という作業が必要となってくる。

このうち要支援額の見通しと実績との差額については、厚生年金の財政検証(「財政の現況及び見通し」の作成)と同時に行われる支援額の将来見通しを算定する際に、実績の確定した年度について、見通し額を実績に置き換えることにより精算される。

また、各制度の按分比率の見通しと実績の差に関しては、実績年度の翌々年度(注)に精算される仕組みとなっている。

(注) 平成 9~13(1997~2001)年度分については、平成 15(2003)年度に 5 年度分の精算をまとめて行うこととされており、既に精算済みである。

3. 今回の財政検証結果

(1) 概要

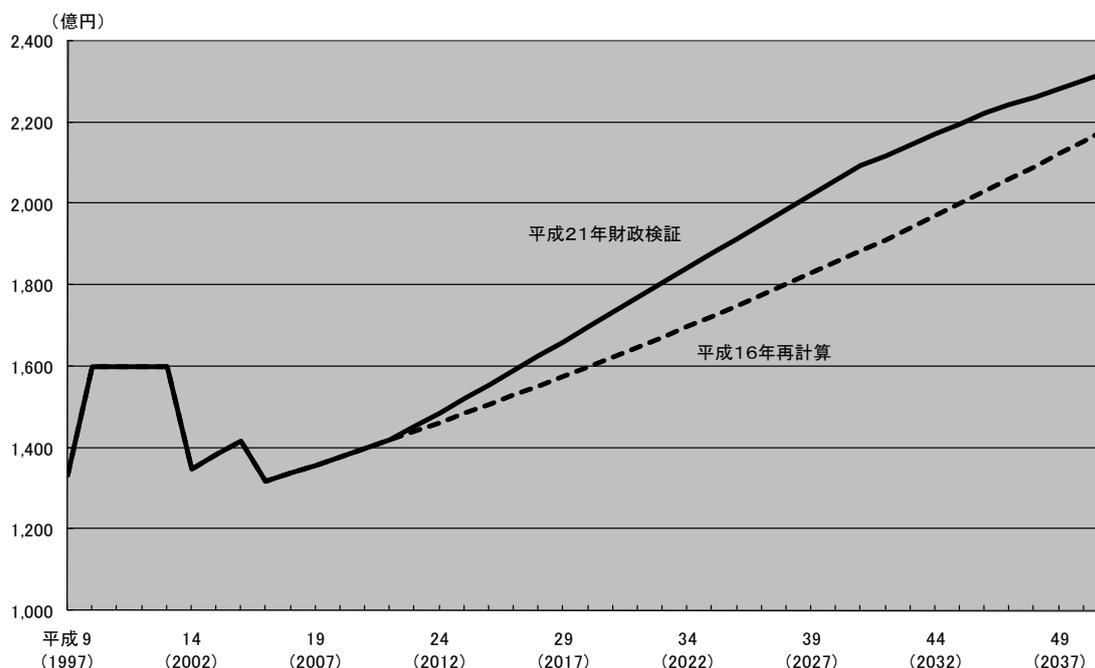
今回の財政検証によると、被用者年金全制度で負担すべき額の総額(平準化後の額。以下、「支援総額」という。)は、平成 22(2010)年度で 1,422 億円、その後、平成 69(2057)年度までの間、5 年ごとに変化させた伸び率で、毎年度増加した額となっている。具体的には、

平成 26(2014)年度までの間は	2.3%
平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの間は	2.2%
平成 32(2020)年度から平成 36(2024)年度までの間は	2.0%
平成 37(2025)年度から平成 41(2029)年度までの間は	1.8%
平成 42(2030)年度から平成 46(2034)年度までの間は	1.2%
平成 47(2035)年度から平成 56(2044)年度までの間は	0.9%
平成 57(2045)年度から平成 69(2057)年度までの間は	1.0%

としている。

前回の平成 16 年再計算では、平成 17(2005)年度で 1,319 億円、その後、平成 51(2039)年度までの間、毎年度、1.5%ずつ増加させた額であったのに比べると、全般的に金額が増加している。これは、経済前提が変わったことが影響しているものと考えられる。

第4-3-3図 支援総額（平準化後）の推移
 （平成21年財政検証と平成16年再計算の比較）
 （名目額）



上記の支援総額を、厚生年金、国家公務員共済組合連合会（以下「国共済」という。）、地方公務員共済組合連合会（以下「地共済」という。）、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学共済」という。）で分担する。今回の財政検証による見通しを含め各制度の分担額の推移は第4-3-4表のとおりである。平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの5年間の平均で見ると、厚生年金が支援総額の73.0%、国共済が1.8%、地共済が6.2%、私学共済が18.9%を分担する見込みとなっている。

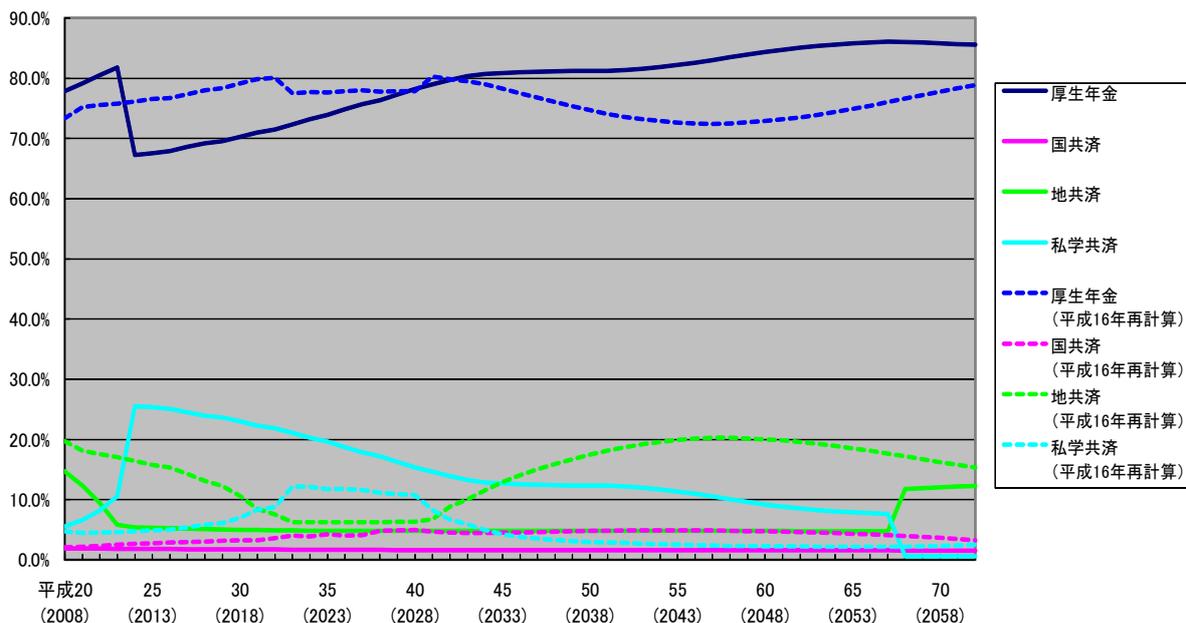
第4-3-4表 各被用者年金制度における支援拠出額の見通し（名目額）

（単位：億円）

	平成(西暦)	計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林共済
実 績	9(1997)	1,333	1,056	24	182	64	7
	10(1998)	1,600	1,267	28	218	77	9
	11(1999)	1,600	1,267	28	218	77	9
	12(2000)	1,600	1,267	28	218	77	9
	13(2001)	1,600	1,267	28	218	77	9
	14(2002)	1,350	1,059	25	196	69	1
	15(2003)	1,384	1,013	28	274	69	—
	16(2004)	1,418	1,033	28	286	71	—
	17(2005)	1,319	977	26	247	69	—
	18(2006)	1,339	1,013	26	224	76	—
19(2007)	1,359	1,072	26	163	98	—	
平成 16年 再計算	20(2008)	1,379	1,011	29	273	66	—
	21(2009)	1,400	1,053	31	254	62	—
平成 21 年 財 政 検 証	22(2010)	1,422	1,145	26	134	116	—
	23(2011)	1,455	1,189	27	85	154	—
	24(2012)	1,488	1,001	27	80	380	—
	25(2013)	1,522	1,028	27	81	386	—
	26(2014)	1,557	1,057	28	82	390	—
	27(2015)	1,591	1,091	28	82	390	—
	32(2020)	1,771	1,266	30	87	388	—
	37(2025)	1,951	1,478	32	93	348	—
	42(2030)	2,121	1,690	34	101	295	—
	47(2035)	2,245	1,821	36	108	280	—
	52(2040)	2,347	1,910	38	113	286	—
	57(2045)	2,457	2,040	40	118	259	—
62(2050)	2,583	2,197	41	123	221	—	
67(2055)	2,715	2,337	43	128	206	—	
68(2056)	2,742	2,359	43	323	17	—	
69(2057)	2,769	2,380	43	329	17	—	

(注)平成20(2008)～21(2009)年度はH16年再計算に基づく概算拠出金の額を掲げた。
各制度の分担額は概算拠出をした翌々年度に精算が行われる。

第4-3-5図 各制度の按分率(平成21年財政検証と平成16年再計算の比較)



(2) 要支援額の見通し

各年度の要支援額は、以下の算式により算出される。

統合前期間に係る給付費（昭和31年7月以降の期間に係る厚生年金相当給付費に限る。以下同じ。）－公経済負担－積立金充当額－保険料による充当額
 要支援額の推移は第4-3-6表のとおりである。

第4-3-6表 要支援額（平準化前）の実績及び見通し

年度	給付費計 (名目額)	統合前 期間に係る 給付費 (名目額)	公経済負担 (名目額)	積立金に よる充当 (名目額)	保険料に よる充当 (名目額)	要支援額	
						(名目額)	(平成21年度価格)
平成(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
9(1997)	3,232	3,232	172	876	1,224	960	957
10(1998)	3,961	3,960	207	877	1,328	1,548	1,543
11(1999)	4,139	4,137	196	880	1,275	1,786	1,780
12(2000)	4,170	4,162	193	876	1,237	1,856	1,850
13(2001)	4,222	4,206	189	866	1,189	1,963	1,957
14(2002)	4,274	4,248	184	724	1,083	2,258	2,251
15(2003)	4,339	4,298	178	736	1,142	2,242	2,236
16(2004)	4,414	4,354	172	738	1,069	2,376	2,368
17(2005)	4,490	4,408	168	605	895	2,740	2,732
18(2006)	4,566	4,453	162	601	850	2,840	2,832
19(2007)	4,617	4,473	157	599	824	2,892	2,892
20(2008)	4,408	4,190	135	590	1,062	2,403	2,398
21(2009)	4,497	4,229	131	583	1,140	2,375	2,375
22(2010)	4,364	4,245	135	514	935	2,661	2,632
23(2011)	4,311	4,193	128	507	994	2,563	2,565
24(2012)	4,266	4,140	121	495	1,035	2,488	2,495
25(2013)	4,222	4,082	115	475	1,068	2,423	2,380
26(2014)	4,147	3,995	108	450	1,101	2,336	2,226
27(2015)	4,148	3,970	102	433	1,133	2,301	2,115
32(2020)	3,901	3,548	69	349	1,168	1,962	1,599
37(2025)	3,763	3,120	41	271	1,170	1,638	1,180
42(2030)	3,364	2,521	20	194	1,208	1,100	701
47(2035)	2,959	1,980	8	135	1,177	661	372
52(2040)	2,813	1,586	2	95	1,036	453	225
57(2045)	2,863	1,249	1	66	836	347	152
62(2050)	2,975	922	0	43	632	247	96
67(2055)	3,073	616	0	26	442	148	51
72(2060)	3,194	373	0	14	279	81	24

(注)平成9(1997)～19(2007)年度は実績値、平成20(2008)～21(2009)年度はH16年再計算の額である。

ここで、積立金充当額は、次式により算出される。

$$\begin{array}{l} \text{各年度の統合前期間に係る給付費} \\ (\text{統合以降のスライド・再評価分を除く}) \end{array} \times \text{積立金充当率}$$

この積立金充当率は、統合前期間に係る給付費（統合以降のスライド・再評価を除く）の現価に対する移換積立金の比率であり、今回の財政検証においてはこれを14.0%と見込んでいる。

また、保険料による充当額は、次式により算出される。

旧 J R 共済及び旧 J T 共済の適用法人等であった適用事業所（以下「J R・J T」という。）の被保険者に係る厚生年金保険料

- －① J R・J T の被保険者分に係る基礎年金拠出金のうち保険料で賄うべき額
- －② 給付確定部分に係る保険料

× 世代間扶養部分に係る給付費の統合前期間比率

なお、給付確定部分に係る保険料は、平成 22 年度以降、保険料率 3.3% を用いて算出している。この保険料率 3.3% は、厚生年金の被保険者全体で算出した給付確定部分（乗率は一律 5.481/1000）に係る積立保険料率として算出されたものであり、予定利率は厚生年金の財政検証における運用利回りの前提と同じとしている。平成 16 年再計算ではこの保険料率は 4.0% であったが、今回の財政検証においてこれより低くなったのは、主として予定利率が上昇したことによる。

前回の平成 16 年再計算に比べ、要支援額が増大した結果となったが、これは、死亡率が改善したこと等により統合前期間に係る給付費が増え、さらに、J R・J T 被保険者が足下で大幅に減少したことに伴い保険料からの充当額が減少したこと等によるものと考えられる。

（3）要支援額の平準化

支援制度においては、ある年度の要支援額がその年度の被用者年金制度（支援される制度を除く。）全体の総報酬額の 0.077%（平成 14 年度以前は標準報酬の 0.1%）を超えると見込まれる場合には、過度な負担を回避し、各制度からの拠出が円滑できるよう、複数の年度（平準化期間）で支援額を平準化することとされている。

[平準化の条件]

(条件1) 平準化後の支援総額は、所定の利率による複利現価法で、平準化前の要支援額と平準化後の支援総額の総合計額が一致するよう定める。

なお、複利現価法の利率は、平成9年度の制度発足当初は5.5%、平成12年改正後は4%とされてきたところであるが、平成16年改正より厚生年金の積立金の運用利回りの実績及び財政検証（財政再計算）における予定運用利回りをもとに定められ、財政検証の都度、実績や見通しに基づき見直しが行われるものである。

(条件2) 平準化後の支援総額は、毎年所定の伸び率で増加するよう定める。

所定の伸び率は「平準化期間における標準報酬合計予想額の推移その他の事情を勘案して」（厚生年金保険法附則第20条第4項第1号イ）定められる。

この率は、制度発足当初は4%、平成12年改正後は2.5%であり、いずれも当時の財政再計算において前提とした賃金上昇率と一致していたが、平成16年再計算より、少子化が一層進展していることを踏まえ、伸び率は（1人当たりの）賃金上昇率ではなく、人数の変化も織り込まれた報酬総額の上昇率に基づき定めることとした。

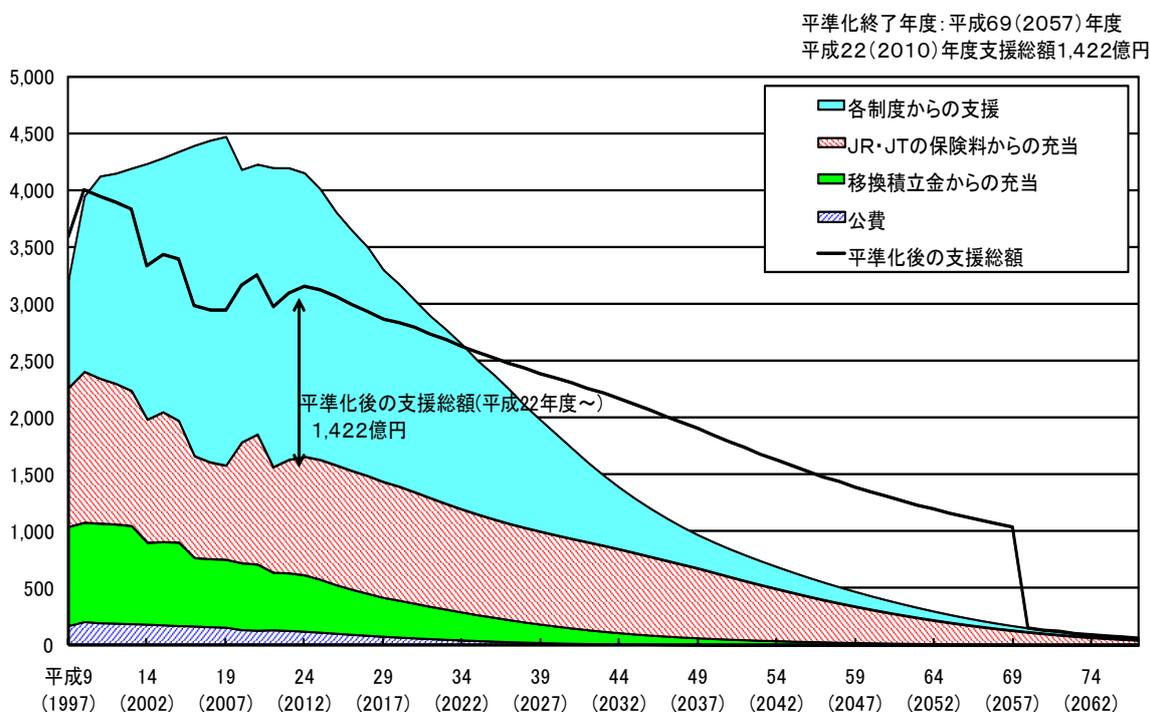
具体的には、前回の再計算では、今後30年程度の間、被用者年金全制度における標準報酬総額の年平均増加率の見込みに基づき、伸び率を1.5%と一定としていた。一方、今回の財政検証においては、要支援額増加に伴い平準化期間が延びることとなるが、被用者年金全制度の被保険者数が将来になるほど減少率が大きくなる中で、伸び率を一定とすると、当初の負担が小さくなり将来世代の負担が増大するため、伸び率を5年ごとに変化させている（4-3-3（1）参照）。

(条件3) 平準化期間は、平準化後の各年度の支援総額がその年度の被用者年金（支援される制度を除く。）全体の総報酬の0.077%を超えない最短の期間として定める。

これらの条件にしたがって算出すると、平成16年再計算では平成9(1997)年度から平成51(2039)年度までの43年間であった平準化期間が、今回の財政検証では、平成9(1997)年度から平成69(2057)年度までの61年間となり、平準化後の支援総額は、平成22(2010)年度で1,422億円、その後、平成69(2057)年度までの間、5年ごとに変化させた伸び率で、毎年度増加した額となった。

統合前の期間に係る給付費と、平準化前の要支援額及び平準化後の支援総額の関係を示したのが第4-3-7図である。

第4-3-7図 旧JR共済・旧JT共済の統合前期間に係る給付費の財源構造
(平成21年度価格)



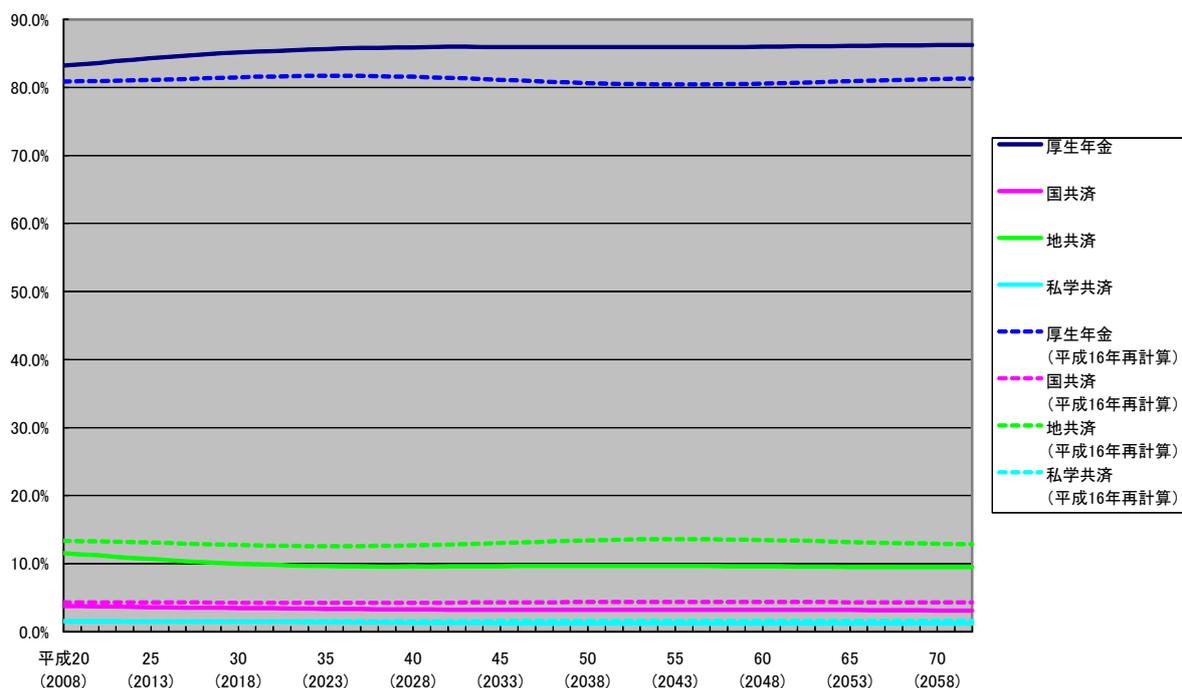
(4) 各被用者年金制度の分担

支援総額を毎年度、各制度で分担するが、支援総額の2分の1は、支援される制度を除いた各制度の報酬総額に応じて按分(報酬按分)し、残りの2分の1は、支援される制度を除いた各制度の財政状況に応じて按分(個別負担按分)する。

① 報酬按分

報酬按分による各制度への按分率は、将来にわたり安定的であり、今回の推計結果では、厚生年金86%程度、国共済3%程度、地共済10%程度、私学共済1%程度となっている。

第4-3-8図 報酬按分率（平成21年財政検証と平成16年再計算との比較）



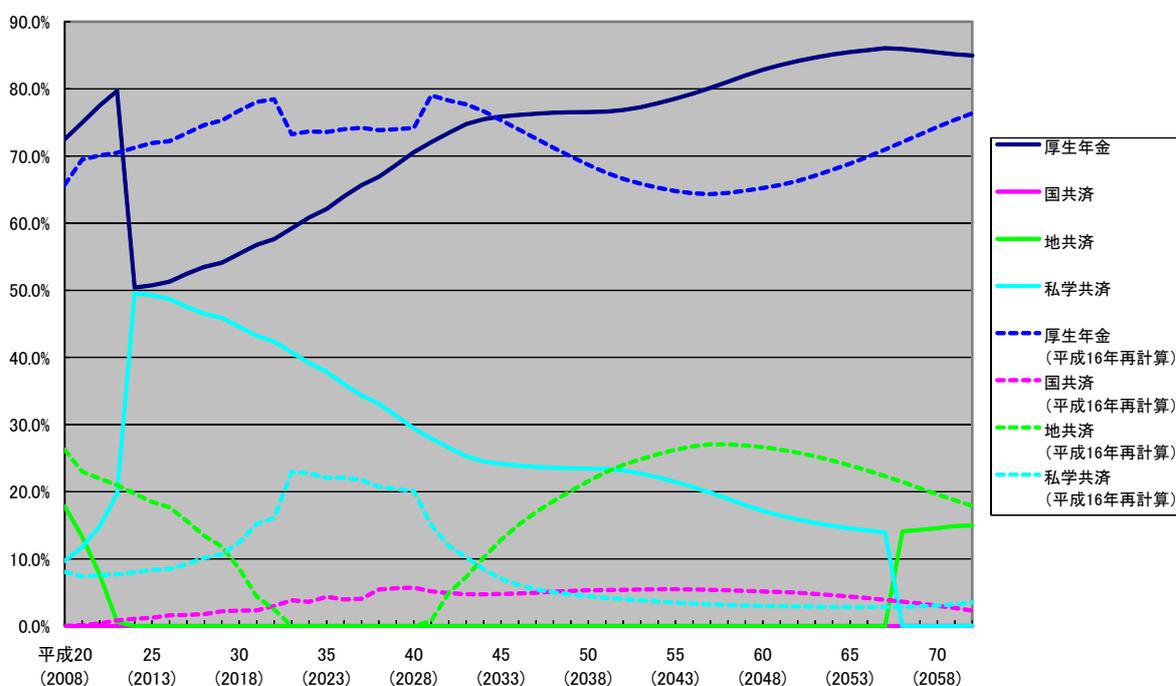
第4-3-9表 各制度の報酬按分率の見通し

年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成（西暦）	%	%	%	%	%	
実績 19 (2007)	100.0	83.2	3.8	11.6	1.5	
概算 20 (2008)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5	
21 (2009)	100.0	80.9	4.3	13.3	1.5	
見 通 し	22 (2010)	100.0	83.6	3.7	11.2	1.5
	23 (2011)	100.0	83.9	3.7	11.0	1.5
	24 (2012)	100.0	84.1	3.6	10.8	1.5
	25 (2013)	100.0	84.3	3.6	10.7	1.5
	26 (2014)	100.0	84.5	3.6	10.5	1.5
	27 (2015)	100.0	84.7	3.5	10.3	1.5
	32 (2020)	100.0	85.3	3.4	9.8	1.4
	37 (2025)	100.0	85.8	3.3	9.6	1.4
	42 (2030)	100.0	86.0	3.2	9.5	1.3
	47 (2035)	100.0	85.9	3.2	9.6	1.2
	52 (2040)	100.0	85.9	3.2	9.7	1.2
57 (2045)	100.0	85.9	3.2	9.6	1.2	
62 (2050)	100.0	86.0	3.2	9.5	1.2	
67 (2055)	100.0	86.1	3.2	9.5	1.2	
72 (2060)	100.0	86.2	3.1	9.5	1.2	

② 個別負担按分

個別負担按分による按分率の見通しは第4-3-10 図及び第4-3-11 表のとおりとなった。

第4-3-10 図 個別負担按分率(平成21年財政検証と平成16年再計算との比較)

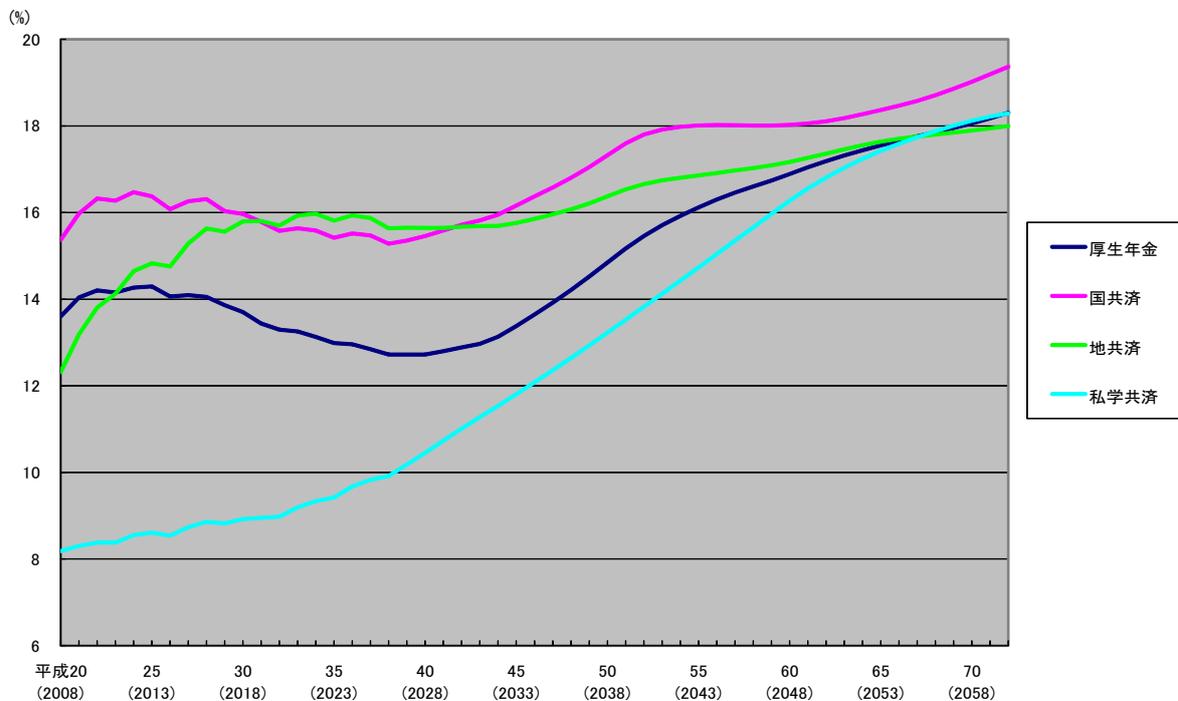


第4-3-11 表 各制度の個別負担按分率の見通し

年度	合計	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成(西暦)	%	%	%	%	%	
実績 19(2007)	100.0	74.6	-	12.4	13.0	
概算 20(2008)	100.0	65.7	-	26.2	8.0	
21(2009)	100.0	69.5	0.2	23.0	7.4	
見通し	22(2010)	100.0	77.5	-	7.7	14.8
	23(2011)	100.0	79.7	-	0.6	19.7
	24(2012)	100.0	50.4	-	-	49.6
	25(2013)	100.0	50.7	-	-	49.3
	26(2014)	100.0	51.3	-	-	48.7
	27(2015)	100.0	52.5	-	-	47.5
	32(2020)	100.0	57.6	-	-	42.4
	37(2025)	100.0	65.7	-	-	34.3
	42(2030)	100.0	73.4	-	-	26.6
	47(2035)	100.0	76.3	-	-	23.7
	52(2040)	100.0	76.8	-	-	23.2
57(2045)	100.0	80.1	-	-	19.9	
62(2050)	100.0	84.1	-	-	15.9	
67(2055)	100.0	86.0	-	-	14.0	
72(2060)	100.0	85.0	-	15.0	0.1	

上記の個別負担按分の指標となっている「個別負担率」（厚生年金では「基準負担率」）の見通しは第4-3-12図のとおりとなっている。

第4-3-12図 基準負担率及び個別負担率の見通し



個別負担按分の対象となるのは、厚生年金と、個別負担率が厚生年金の基準負担率よりも低い共済組合であるが、この見込みに基づけば、個別負担按分の対象となる共済組合は、

- 平成 23(2011)年度までは地共済と私学共済、
 - 平成 24(2012)年度から平成 67(2055)年度までは私学共済、
 - 平成 68(2056)年度から平成 71(2059)年度までは地共済、
 - 平成 72(2060)年度以降は地共済と私学共済
- となる。

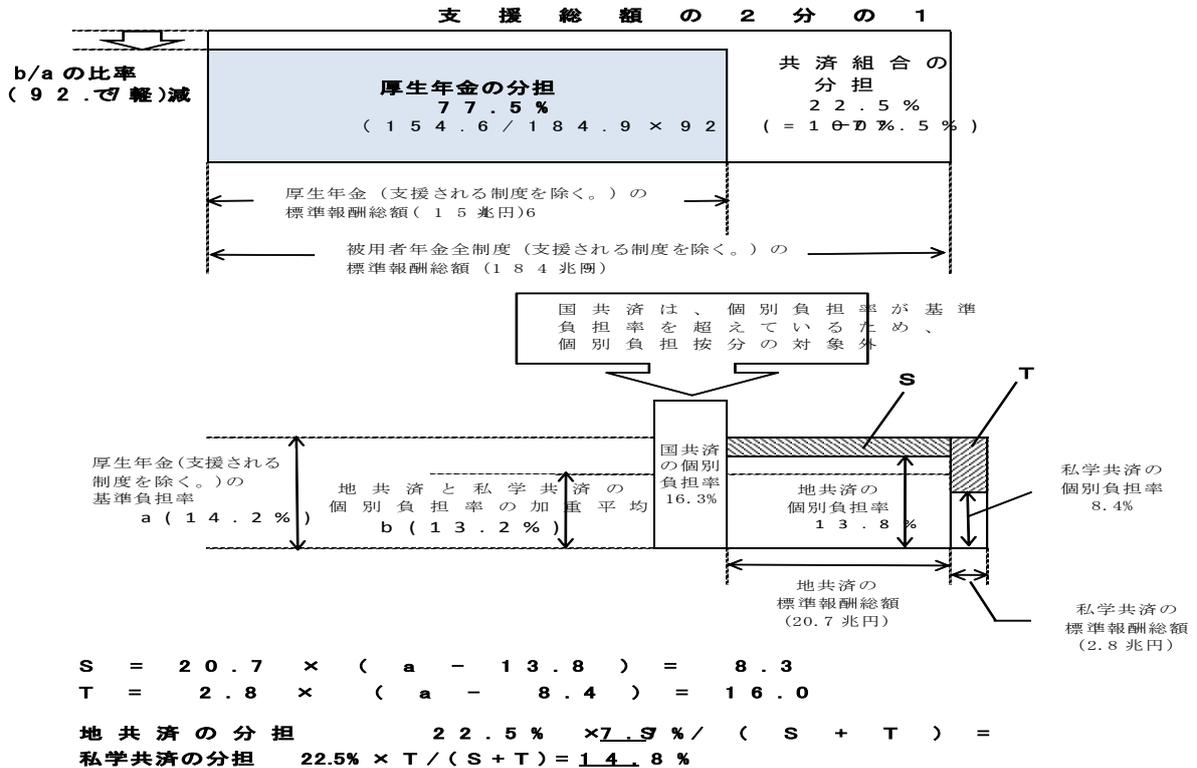
厚生年金の個別負担按分額は、個別負担の対象となる制度の個別負担率の平均と、厚生年金の基準負担率の乖離の程度により、厚生年金の標準報酬按分額に相当する額を減額したものとなる。

個別負担按分すべき額のうち厚生年金の負担分を除いた残りを、個別負担按分の対象となる共済組合が分担する。各共済組合の分担額は、各制度の標準報酬総額の大きさと、個別負担率の基準負担率からの乖離の程度に応じて定まることとなる。

例えば、平成 22 及び 24 年度における各制度の個別負担按分率の計算結果は第 4-3-13 図のとおりである。

第 4-3-13 図 平成 22 及び 24 年度における個別負担按分率

【平成 22 年】



【平成 24 年】

